

令和4年第3回野辺地町議会

臨時会会議録

招集年月日 令和4年8月8日(月)

招集場所 野辺地町議会会議場

開会(開議) 令和4年8月8日(月)午前9時30分

出席議員(11名)

1番	高田光雄	2番	江渡正樹
3番	中谷謙一	4番	古林輝信
5番	野坂充	6番	岡山義廣
7番	高沢陽子	8番	杉山福行
9番	戸澤栄	10番	大湊敏行
11番	赤垣義憲		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町	長	野村秀雄					
副町	長	江刺家和夫					
教	育	長	新渡幹夫				
総	務	課	長	山田勇一			
企	画	財	政	課	長	秋島祐成	
防	災	管	財	課	長	西館峰夫	
産	業	振	興	課	長	長根一彦	
税	務	課	長	高山幸人			
町	民	課	長	上野義孝			
介	護	・	福	祉	課	長	飯田貴子

健康づくり課長	木 明	修
建設水道課長	瀧 澤	誠
会計管理者	小 野 早 苗	
学校教育課長 兼学校給食共同調理場所長	富 吉 卓 弥	
学校教育課指導室長	中 野 良 喜	
社会教育・スポーツ課長兼中央公民館長 兼図書館長兼歴史民俗資料館長	五 十 嵐 洋 介	
総務課総括主幹	山 口 慎 史	
総務課行政担当	二 木 文 弥	

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局主幹	濱 中 太 一
---------	---------

◎開会及び開議の宣告

○議長（戸澤 栄君） ただいまから令和4年第3回野辺地町議会臨時会を開会いたします。
本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（戸澤 栄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、8番、杉山福行君、11番、赤垣義憲君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（戸澤 栄君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。議会運営委員会で会期日程について審議した結果を事前に皆様に配付しております。本臨時会の会期は本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） ご異議なしと認めます。

会期は本日1日と決定しました。

◎動 議

〔「議長」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） おはようございます。先日行われた総務常任委員会における議長の発言について、議会を軽視し、あるいは解釈によっては議会不要とも取れる内容であったと思われるため、議論の場である議会の今後の存続に危機感を覚えるものでありました。

議長は、委員長の委員会閉会宣言後に委員長に対し、議長の立場から一言いいですかと、委員長の許可を得てから発言されました。よって、委員会内での公式な発言と受け止めています。その内容については、議会において三権分離を超えた発言が多い。人事に対してああしろ、こうしろというのは強要罪になる可能性がある。行政の内部にまで議会の圧力を関与させるようなことはあってはならないというような内容であったと思います。このことから、まず次のことについて議長からの説明を求めます。

三権分離は、恐らく三権分立のことを指しているものと思われませんが、国の権力を国会に立法権、

内閣に行政権、裁判所に司法権を持たせるということで3つに分ける仕組みであると認識しております。二元代表制の地方自治に三権分立という言葉を用いて、これを超えた発言というのは何を指しているのかを明確に示していただきたいと思います。

人事に対しては、強要したという内容は、いつ、どの場面で誰が行ったのかを示していただきたいと思います。強要罪とは何か、また今回の状況において何が強要罪に当たる可能性があるのかをご説明いただきたい。行政の内部にまで議会の圧力を関与させるというのはどういうことなのか、これまで議会が行政に圧力をかけた経緯があったのかを示していただきたいと思います。

さきに述べましたこれらの発言を不用意に発し、行政を監視するべく議会での議論の場を喪失させかねない、あるいは議員や議会を混乱させるおそれのある発言をしたことに対して、議長としてふさわしくないとわざるを得ません。

以上の理由から、議長不信任として議長の辞職を求める動議を発動します。よろしく願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） 今11番、赤垣議員から動議が提案されました。

私の考え方ということですがけれども、私はごく当たり前に、選ばれた議員であるから何でもいいということではないと思っています。やっぱり人事案件とか、配置まで誰をつけろとか、そういうふうな内容の話を質問といえども行政側に申し立てるということは、これは干渉の何物でもありません。議会人の立場の中で、それを普通に議会の中で討論するとすれば、これは許されないことだろうなと私は判断します。

ここは討論するところではありません。今あなたから言われたから、簡単に私が申し上げました。この動議について、議長不信任が提出されましたが、賛成の方は起立願います。

○3番（中谷謙一君） 質問にちゃんと答えてからにしてください。質問に1つずつ答えてからにしてください。

○議長（戸澤 栄君） いや、答えていますよ。

○3番（中谷謙一君） 何も答えていない。三権分離がどういうものなのとか、そういうのを全部聞いているのですよ。ちゃんと答えてください。

○議長（戸澤 栄君） 行政……

○3番（中谷謙一君） 赤垣議員の……質問が……

○議長（戸澤 栄君） あなたに何も許していません、まだ発言を。

○3番（中谷謙一君） 1つずつ発言してください。

○議長（戸澤 栄君） あなたに発言を許していません。

○6番（岡山義廣君） 議長、ちゃんと指名してください。指名して発言を許してから発言するようにしてください。

○議長（戸澤 栄君）　　そうですよ。

三権分離は皆さんご存じのとおり、それぞれの行政、立法、司法の立場で独裁政治をなくするための自由民主主義の立派な根源ですよ。皆さんご存じのとおりですよ。そこにいかなる警察だろうが官僚だろうが政治だろうが、関与できない部分とできる部分というのが当然あると私は認識しています。そういうことですよ、別に。私は弁護士でも何でもないので、細かくまで説明できませんが、一般常識範囲の中で私はお話ししています。

3番、中谷謙一君。

○3番（中谷謙一君）　赤垣議員の強要罪に関してはどうですか。

○議長（戸澤 栄君）　やり過ぎると強要罪になる可能性も出てくるから、議会の中では言葉を選びながら、みんなで気をつけていきたいと思いますよ、私は注意的な発言をしていますよ。なるとは言っていないよ。そのところは確認取っても結構ですよ。

この動議の成立に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤 栄君）　所定の賛成者がいますので、本日の動議は成立しました。

◎日程の追加について

○議長（戸澤 栄君）　本動議は日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君）　異議なしと認めます。

したがって、本動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

◎議長不信任の動議

○議長（戸澤 栄君）　追加日程第1、議長不信任の動議を議題とします。

本動議は、私の一身上に関する件でありますので、副議長、よろしく願います。

〔議長交代〕

○副議長（杉山福行君）　それでは、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。

本動議は、地方自治法第117条の規定による除斥事件でありますので、9番、戸澤 栄君の退場を求めます。

〔9番 戸澤 栄君退場〕

○副議長（杉山福行君）　これから議長不信任の動議を採決します。

この採決は起立によって行います。

本動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（杉山福行君） 起立多数ですので、したがって議長不信任の動議は可決されました。

戸澤 栄君の入場を許可します。

〔9番 戸澤 栄君入場〕

○副議長（杉山福行君） 戸澤 栄君にただいまの議長不信任案の動議は可決したことをお伝えします。

それでは、私の議長の職務を終了しましたので、戸澤議長と議長を交代します。戸澤議長、議長席にお着き願います。

〔議長交代〕

◎議案の上程、提案理由説明

○議長（戸澤 栄君） 会議を進めます。

日程第3、議案の上程であります。報告第8号及び議案第41号を一括上程いたします。

〔「議長」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） まだ終わっていません。

日程第4、町長から提案理由の説明を求めます。

はい、どうぞ。

○町長（野村秀雄君） おはようございます。本日ここに令和4年第3回町議会臨時会を招集しましたところ、議員各位にはご多忙のところご出席をいただき、誠にありがとうございます。

それでは、本臨時会に上程されました議案につきまして、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

最初に、報告第8号は、令和3年度一般財団法人野辺地町観光協会事業報告及び決算についてであります。地方自治法第243条の3第2項の規定により、政令で定める法人について、その事業報告及び決算を議会にご報告するものであります。令和3年度における一般正味財産は、経常収益が3,869万5,000円余り、経常費用が3,492万7,000円余りとなり、経常外費用及び期首残高を加除した期末残高は683万8,000円余りとなりました。

次に、議案第41号は、工事の請負契約の件であります。野辺地町庁舎等新築工事の請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び野辺地町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

以上、提案いたしました議案について、その概要をご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、

本職並びに関係職員から詳細ご説明申し上げますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご承認、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議長（戸澤 栄君） 審議についてですか。

〔「先ほどの」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 今もう日程審議に入っています。

◎議案審議

○議長（戸澤 栄君） 日程第5、議案審議を行います。

報告第8号 令和3年度一般財団法人野辺地町観光協会事業報告及び決算についてを議題といたします。

産業振興課長から説明。

はい、どうぞ。

○産業振興課長（長根一彦君） おはようございます。それでは、議案書1ページをお願いいたします。報告第8号は、令和3年度一般財団法人野辺地町観光協会事業報告及び決算についてであります。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、事業報告及び決算を報告するものであります。お手元の報告第8号別冊資料でご説明を申し上げます。準備のほどよろしくをお願いいたします。

1ページをお願いいたします。このページには、令和3年度に実施を計画しておりました事業と、その実績を記載しております。3年度もコロナ感染症の対策として、事業の中止、実施した事業におきましても一部実施、もしくは規模を縮小しての実施となっております。

次に、決算についてご報告申し上げます。3ページのA3判、正味財産増減計算書でご報告申し上げます。今回4ページに内訳書を添付しておりますので、決算概要と主なる項目のみの説明とし、内容のほうは割愛させていただきます。

それでは、3ページの左上、一般正味財産増減の部、1、経常増減の部、(1)、経常収益でございますが、経常収益の総額は3,869万5,750円となっております。主なる収益ですが、売店や外販などの事業収益は510万3,406円、受取補助金は町からの補助金となり、1,630万6,524円となっております。

次の段の雑収益は135万8,659円で、前年度と比較して減となっておりますが、令和3年度はコロナの影響による持続化給付金の支援を受けていないことが主なる理由となっております。

繰入金は121万5,457円で、備考欄記載の各種事業に関わる請負手数料となっております。

次の管理委託料は、PRセンターの一部管理委託に関わるもの、受託料1,030万7,689円は、事業計画ナンバー15の事業受託に関わるものとなっております。

次に、(2)、経常費用でございますが、経常費用の総額は3,492万7,235円となっております。うち事業費は、各種事業に関わる事務事業に要する経費、地域おこし協力隊、PRセンターの一部管理などに要する経費に支出したものであり2,289万5,168円、また管理費につきましては、町観光協会の運営に関わる経費で、職員給料並びに福利厚生費などの附帯経費で1,203万2,067円となっております。

続きまして、経常収益から経常費用を差し引きました評価損益等調整前当期経常増減額は376万8,515円となりますが、この額から2、経常外増減の部、(2)、経常外費用に記載されています補助金返還損失254万6,684円と、4つほど下の段に記載の法人税等34万6,000円を差し引きました当期一般正味財産増減額は87万5,831円となり、これに一般正味財産期首残高を加えた一般正味財産期末残高は683万8,981円となりました。この期末残高に下から2段目記載の町からの出資金であります指定正味財産期末残高300万円を加えた正味財産期末残高は、983万8,981円となっております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（戸澤 栄君） 報告第8号は報告事項ですが、質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 質疑がないようでありますので、報告第8号を終わります。

次に、議案第41号 工事の請負契約の件（野辺地町庁舎等新築工事）を議題とします。

防災管財課長から説明を求めます。

はい、どうぞ。

○防災管財課長（西館峰夫君） おはようございます。議案書の3ページをお願いいたします。

議案第41号は、工事の請負契約の件であります。野辺地町庁舎等新築工事につきまして、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づいて議会の議決を求めるものであります。

4ページをお願いいたします。1、工事の名称、野辺地町庁舎等新築工事、2、工事の場所、野辺地町字野辺地地内、3、契約の方法、指名競争入札、4、請負代金、21億4,379万円、5、契約の相手方、宮城県仙台市青葉区一番町2丁目1番2号、大豊建設株式会社東北支店、執行役員支店長、浅沼和幸であります。

6ページに参考資料を添付しておりますので、御覧ください。中ほど3の工事の概要ですが、野辺地町庁舎及び倉庫・車庫棟の新築工事一式となりまして、これには既存庁舎解体、防災無線移設、外構工事を含みます。

4の工事期間は、議会で議決し、本契約の意思表示をした日から令和6年12月20日までを予定しております。

6の請負金額であります。年度割の契約額は、令和4年度分が1億718万9,500円、令和5年度

分が15億65万3,000円、令和6年度分が5億3,594万7,500円で、計21億4,379万円であります。

次のページに参りまして、7は契約手続の状況になります。当初は、特定建設工事共同企業体による条件付一般競争入札等の方法としておりましたが、落札に至らなかったため、指名競争入札を実施することといたしました。

直近の入札では、町に建築一式及び土木一式を希望して、競争入札参加資格審査申請書を提出し、青森県建設工事競争入札参加資格における等級が建築一式工事及び土木一式工事で特Aに格付され、また格付されたその経審点が建築・土木一式のどちらも1,500点以上であり、青森県内に本店、支店または営業所があり、一定金額以上の積雪寒冷地での実績のある業者のうち、これまで野辺地町の庁舎等新築工事の入札で指名していない7者を選定して、令和4年6月15日に指名通知を発送し、令和4年7月26日に入札を行いました。

応札した業者及び入札結果は、記載されているとおりであります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） これから質疑を行います。質疑ございますか。

1番、高田光雄君。

○1番（高田光雄君） この参加した方々の業者名を見れば、大成建設株式会社東北支店が投函を辞退しておるわけでありますので、入札の規則では3者以上となっておりますので、大成建設株式会社東北支店が辞退したことによって2者のみで入札したということに対しては、入札が認められるということになるのでしょうか。

○議長（戸澤 栄君） はい、答弁。

○防災管財課長（西館峰夫君） お答えいたします。

当日ですけれども、入札を執行した際に投函した業者は3者おりました。2者は記載のとおり金額の札を入れて、もう一者、今の大成建設さん、一番下の方は、投函した札の金額欄に辞退と書いて投函しております。この時点で3者はまず参加しておりました。

また、2者以上だと入札が有効かという点であります。当町では2者以上が入札に進んでいれば有効とみなして入札を執行しております。

○議長（戸澤 栄君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 今の高田議員の質問の補足になるかと思えます。大成建設さんが金額なしで投函された、要するに金額を示す意思がなかったという解釈だと思うのですが、大成建設さんが入札に参加辞退しなかった理由、要するに金額を書かずに投函した理由は説明を受けていらっしゃいますか。

○議長（戸澤 栄君） 課長、答弁。

○防災管財課長（西館峰夫君） 辞退届等は受け取っていませんので、辞退届がある場合には辞退

する理由をその下に記載することになっていて、推察できる場合がありますけれども、そちらがないので、理由というのは特に分かりません。

この場合、ほかの入札でもそうなのですけれども、ぎりぎりまで投函する、そういうふうな形で会場までいらして、そのような行動するときには、大体最後に本社とかからの電話とかを受けて、何かをしようとしているけれども整わなかったときに起こることが多いです。

○議長（戸澤 栄君） 5番、野坂 充君。

○5番（野坂 充君） 落札した大豊建設に関してなのですが、去年不祥事が発覚して、入札に関して指名停止処分を受けていたと思うのですが、そういう業者をわざわざ入れて指名したのはなぜでしょうか。

○議長（戸澤 栄君） はい、課長。

○防災管財課長（西館峰夫君） お答えいたします。

指名業者選定のときに、よく業者の提出名簿と県のほうのペナルティーがあった場合に、県の経審点のほうにマイナスの点数がついて、それある一定の期間、ペナルティーの期間ですね、マイナスされるのですけれども、そちらを参照すること、あとはネガティブ情報というものも見ます。こちらを指名通知する段階で、こちらで選ばれている業者さんたちについては、一定の期間をクリアしてペナルティーがない状態だったと判断してご案内しております。

○議長（戸澤 栄君） 5番、野坂 充君。

○5番（野坂 充君） 大豊建設のホームページ見れば、当社の不祥事について外部調査委員会を設けて調査をするということがあったのですけれども、その調査の期間が3週間と極端に短い。それについて3週間という期間が短い中で審査したけれども、確実な回答は出せなかったということなのですが、そういう外部委員会でも調査できないような期間を設けて、その会社が調査した。そういうあやふやな回答しか出せなかった会社を指名するのは、間違いだったと思いませんか。

○議長（戸澤 栄君） はい、課長。

○防災管財課長（西館峰夫君） お答えいたします。

それぞれの会社で行っている調査については、こちらでコメントはいたしませんけれども、調査あるいは必要だとした機関が調査して、その結果ペナルティーの状況など県のほうであるとか、公安委員会のほうでネガティブ情報でもどう取り扱うのかというのを野辺地町が注視して、その取扱いに沿っておりますので。

そして、これは適切ではなかったのかと言われますと、こちらでは適切だったと考えております。

○議長（戸澤 栄君） 5番、野坂 充君。

○5番（野坂 充君） その不祥事の原因というのが、下請業者に見積りさせた金額が水増しして入札金額に反映させていたと。要するに裏金をつくって、その裏金をどこかに渡そうとしたのだけ

れども、外部調査委員会は裏金がどこに流れたかという回答を出せなかったと。何かこれ野辺地にも当てはまるのではないかと感じてしょうがないのですが、その辺の、もし裏金づくりに使われたとするのであれば、今の入札金額も正当な金額ではないのではないかと疑わざるを得ないのですが、どうですか。

○議長（戸澤 栄君） はい、課長。

○防災管財課長（西館峰夫君） お答えいたします。

その不祥事の内容につきまして、詳細なところは捜査して確定しているとか、そういうことでなければ、結局公安委員会のほうでもそれは確定したことであって、さらにペナルティーの期間が必要だとかという判断をされることになると思うのですけれども、そちらにっていないという時点では、野辺地町は指名業者を選定している段階においては適切に選んでいると思います。

○議長（戸澤 栄君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 同じく業者選定についてです。例えば現場で事故を起こして、それによって指名停止をもらうとかというところではなくて、故意に不祥事起こした、故意に起こした不祥事によって処分を受けている業者だと認識しています。何かしらの事故でというのは、建設現場においては事故はあってはならないのですが、多分にして起こり得ることでもあります。しかも、それは故意に起こすものではないのですが、今回のこの不祥事については、この会社の社員が故意に行った、会社ぐるみなのかなというところも推測できるわけですが、そういったところをたとえ選定基準をクリアしているにしろ、町としてそこを選定したというところに疑問を感じるのですが、恐らくなぜそういう業者を指名したのかというのが野坂議員も疑問に思っているところだと思うのですけれども、そういったところに目をつぶって指名に入れた、指定したというところをご説明願えませんか。

○議長（戸澤 栄君） はい、課長。

○防災管財課長（西館峰夫君） 不祥事の詳細については、こちらでコメントすることは差し控えますが、指名選定においては、一応ペナルティーを受けている業者はペナルティーの期間で一定の措置、こちらでも指名通知しないなどの措置を取るかと思えます。

ただ、そのペナルティーの期間が過ぎていて復帰している状態で、こちらで選定しようとしている基準に合致している業者が名簿で出てきた場合に、恐らくこの人まだ駄目でしょうかという恣意的なもので抜かすということはできませんので、出てきたクリアしている名簿のとおりを選定する、これは適切な選定の仕方だと思います。

○議長（戸澤 栄君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 今の課長のご説明だと、クリアできている指名業者、指名できる業者が最大でこの7者だったという判断でよろしいのですか。

○議長（戸澤 栄君） はい、どうぞ。

○防災管財課長（西館峰夫君） はい、そのようになります。

○議長（戸澤 栄君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 7者のうち4者が参加辞退。この参加辞退された業者に対しては、辞退する理由は伺ったのでしょうか。

○議長（戸澤 栄君） はい、課長。

○防災管財課長（西館峰夫君） 理由としましては、配置技術者が整わない、あと弊社の都合による、この2つの理由が書かれておりました。

○議長（戸澤 栄君） 11番、赤垣義憲君、まとめて。

○11番（赤垣義憲君） 入札業者については、町がそのように申されるのであれば、基準の範囲内ということで、随分甘い基準だというふうに認識せざるを得ないのですけれども。

私もう一つ、すごく心に残っているものがありまして、落札が決まった翌日の新聞記事、これに町長のコメントが掲載されておりました。これには、予定価格よりも1億円低い価格で落札していただいた、ありがたかったという言葉がありました。私は、1億円低くなったとは決して思いません。4億5,000万円の予定額を上乗せして、そこから1億円確かに低くなったのは低くなりましたが、予定価格増額する以前から見ると、3億5,000万円多く町が支出することになると考えております。まして2回目の入札において、増額前の予定価格を基準に考えた場合、約1億9,000万円の差異があった。これが2回目の入札の最低価格であります。1億9,000万円の差異があった。4億5,000万円を上乗せして1億円低く入札していただいたということは、2回目の入札最低価格よりも今回の落札価格がかなり増額されたと、大きい金額だということになります。こういうことを考えたときに、1億円低く落札していただいたとか、ありがたかったという言葉を出すのは、町長としていかがなものかと思いますが、町長のその言葉を述べた真意を伺います。

○議長（戸澤 栄君） はい、町長。

○町長（野村秀雄君） お答えを申し上げます。

いずれにしましても、このたびの金額については、議会において議決ご承認をいただいた金額が基準になっておりますので、それから1億円低かったということを申し上げました。

○議長（戸澤 栄君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） あと、ありがたいという言葉を使ったのですが、誰に対してありがたかったのか。要は1億円低く落札してもらった業者に対してありがたかったのか、4億5,000万円増額を認めた議会に対してありがたかったのか、どういう意味合いだったのかご説明ください。

○議長（戸澤 栄君） はい、町長。

○町長（野村秀雄君） 議会にご承認いただいた金額よりも1億円安かったということでありがた

いと、町民に対してもよかったなと思って発言をしました。

○議長（戸澤 栄君） まとめて、簡潔に。これから討論もあるから。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 議会は本日1日という日程だと思しますので、これから討論があるというのは承知しておりますが、やはりこの議論の場というのはしっかりと行わなければならないと思います。時間に制限されて発言を打ち切るようなことはあってはならないと私は思います。

町長はありがたいというのは、1億円低くなったということに対してありがたいのでしょうか、3億5,000万円上乘せされたわけですよ、前の予定価格に。結果的に落札価格が。当初の実設計の金額から見ても、それ以上に増額されているということが分かるのです。

しかしながら、その金額等については、詳細な説明が町民に対して行われていなかった。そして、今回1億円低くという言葉だけが先行して、町民はこれを読むと、ああ、安くできたのだなと勘違いするわけです。ここは、その部分だけ見た町民は納得するかもしれませんが、これまでの経緯を知っている町民は、納得できる金額ではないと思っています。

新聞記事に掲載された町長のコメントについて、私としては訂正いただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（戸澤 栄君） これは議案審議でいいのかな。

はい、どうぞ。

○町長（野村秀雄君） お答えを申し上げます。

いずれにしても、議会において議決、承認をしていただいた金額よりも1億円低かったということを私は申し上げているのであって、そのことについて私申し上げているのではございません。

○議長（戸澤 栄君） ほかにございますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございますか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 業者選定について、先ほど申し上げたとおり、昨年不祥事を起こした業者を指名した、その指名業者が落札したという点について、また予定価格よりも1億円低く落札されたという説明のみで町長が終わらせるという点、実際には金額はかなり増額されているという説明がないまま、この案件を承認するわけには私としてはいきません。

よって、この案件に対して反対の意見を述べさせていただきます。

○議長（戸澤 栄君） 6番、岡山義廣君。

○6番（岡山義廣君） 2019年の11月に、この庁舎建設に当たってのまずは候補地の選定、町民の

意識調査をしたわけです。そのアンケートは54.5%返ってまいりました。本町のこの地、この場所に希望した人は1,721名、新町希望者が973人。この場所が大きく上回ったということは、町民の意識でございます。ようやく今入札が終わって、指名業者も確定いたしました。我々議員としての仕事は、町民の考えている意識を吸収して、そのことを議会で反映していくというのが我々議員の役目だと思います。

よって、この事業は賛成させていただきます。

○議長（戸澤 栄君） 今賛成の意見が出ました。次に、原案に反対の意見の方、おりますか。

5番、野坂 充君。

○5番（野坂 充君） 3月に行われた2回目の不落になった件よりも1億6,000万円も高い金額で今回落札されたわけですね。その金額が私は非常に高い金額だというふうに認識いたしますので、反対いたします。

○議長（戸澤 栄君） 原案に賛成の発言許しますが、どうぞ。

2番、江渡正樹君。

○2番（江渡正樹君） ただいまお二人の方から反対の討論がありました。今皆さんご存じのように、ウクライナへロシアが侵攻して、世界情勢が非常に物価高になっている状況下であります。このような中で、今建設するということになる、大変金額が高くなることは決していいことではありませんが、何一つやる場合についても町長は議会に諮って、そして議会から一つ一つ承認を得て今日まで進めてきたものであります。

したがって、この今回の入札については、何一つ瑕疵というか間違ったことはございませんので、私は賛成いたします。

○議長（戸澤 栄君） これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第41号は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤 栄君） 以上のとおり、賛成、反対が同数で、したがって地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して裁決します。

議案第41号については、議長は可決と裁決いたします。

◎閉会の宣告

○議長（戸澤 栄君） 以上で本日の臨時議会に付議した議案の審議が全部終了しましたので、これをもって令和4年第3回町議会臨時会を閉会いたします。

（午前10時16分）